特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
7	国民健康保険資格・給付に関する事務	基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

玄海町は、国民健康保険資格・給付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を取り、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言します。

特記事項

評価実施機関名

玄海町長

公表日

令和6年12月6日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務					
①事務の名称	□事務の名称 国民健康保険資格・給付に関する事務				
②事務の概要	国民健康保険法等に基づき、資格の得喪・変更等の管理、被保険者証や減額・限度額適用認定証等各種証の交付、レセプトのチェック・管理、保険給付、統計処理等を行う。 特定個人情報ファイルは次の事務に使用する。 ①被保険者資格の管理事務②保険給付の支給事務 2024(令和6)年12月2日に現行の被保険者証の発行が終了した後は、必要に応じて「資格確認書」の交付を行う。				
③システムの名称	国民健康保険システム(事務処理標準システム及び国保標準支援システム)、国保都道府県集約システム、統合宛名システム、中間サーバー、医療保険者等向け中間サーバー				

2. 特定個人情報ファイル名

1. 資格異動ファイル 2. 緩和措置異動情報ファイル

3. 個人番号の利用

(オンライン資格確認の準備業務) 法令上の根拠 番号法第9条第1項 別表 第四十四項 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

		<選択肢>
①実施の有無	「実施する]	1) 実施する
① 大心の 行 無	[天地する]	2) 実施しない
		3) 未定
②法令上の根拠	第十九条第八号に基づく利用特定個第二条の表(2、3、6、13、42、48、56、(情報照会の根拠)・番号法第19条第8号(特定個人情報の・行政手続における特定の個人を識別第十九条第八号に基づく利用特定個第二条の表(69、70の項) 〈オンライン資格確認の準備業務〉・番号利用法 附則第6条第4項(利用関別符号を取得する等)・国民健康保険法 第113条の3 第1項	するための番号の利用等に関する法律 人情報の提供に関する命令 65、69、83、87、115、125、131、158、161、173の項) 提供の制限) するための番号の利用等に関する法律 人情報の提供に関する命令 目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	こども・ほけん課
②所属長の役職名	こども・ほけん課長

6. 他の評価実施機関

なし

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

総務課 〒847-1421 佐賀県東松浦郡玄海町大字諸浦348番地 TEL:0955-52-2111
--

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先 こども・ほけん課 〒847-1421 佐賀県東松浦郡玄海町大字諸浦348番地 TEL:0955-52-2159 9. 規則第9条第2項の適用 []適用した 適用した理由 []適用した

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未满]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	16年10月31日 時点			
2. 取扱者	2. 取扱者数					
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満
	いつ時点の計数か]6年10月31日 時点			
3. 重大事	3. 重大事故					
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類			
[基礎	項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及 3) 基礎項目評価書及	
2)又は3)を選択した評価実施されている。	を機関については、それぞれ	重点項目評価	書又は全項目評価書において、リス	スク対策の詳細が記載
2. 特定個人情報の入手(作	青報提供ネットワークシス	テムを通じた	入手を除く。)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れてい。 2)十分である 3)課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用				
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	-
権限のない者(元職員、アクセス権限のない間員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		1]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情報提供ネットワー	ークシステムを	通じた提供を除く。) []提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる Jスクへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れてい。 2)十分である 3)課題が残されている。	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	

7. 特定個人情報の保管・	消去			
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[+	分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業			[]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[+	分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	ネットによる照会	会作業が発生した と取り扱う可能	ない。	D上で記載されたマイナンバーの真正性確認しており、住基 3 メモリはパスワードが必須で暗号化されており、書類は施

9. 監査				
実施の有無	[〇] 自己点検	[〇] 内部監査	[] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・	啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策	[]	全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられ る対策	[2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発			
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	クセス制限手順については、 を確立している。また、副本登 おり担当していない業務に関	所属長及びシステム部 登録等に使用する統合と する特定個人情報を組	が可能となるよう、アクセス制限を実施している。ア 3門が許可した後、システム部門で設定を行うフロー 宛名システムにおいても、上記と同様と対策をとって 1付けられることはない。これらの対策を講じているこ 報との紐付けが行われるリスクへの対策は「十分で	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 関連情報	番号法第9条第1項 別表第一 第30項 市町村	1. 行政手続における特定の個人を識別するた	事前	
	3.個人番号の利用 I 関連情報 4.情報提供ネットワークシス	長又は国民健康保険組合 番号法第19条第7項 別表第二 42・43・44	めの番号の利用等に関する法律(番号法)(平成 (情報提供の根拠) ・番号法第19条第7項 別表第二 42,43,44の	事前	
平成28年4月1日	Ⅱしきい値判断項目	平成27年6月1日時点	平成28年3月31日時点	事前	
令和1年6月28日	1.対象人数 いつ時点の計数 1 関連情報	国民健康保険システム	国民健康保険システム	事後	
令和1年6月28日	1. 特定個人情報ファイルを取 I 関連情報情報提供	(情報提供の根拠)	国保都道府県集約システム (情報提供の根拠)	事後	
	4ネットワークシステムによる Ⅱしきい値判断項目	・番号法第19条第7項 別表第二 42,43,44の 平成29年10月1日時点	番号法第19条第7項 別表第二 42,43,44の 平成31年4月1日時点	事後	
令和1年10月1日	1.対象人数 いつ時点の計数 I 関連情報	保健介護課	健康福祉課		
	5評価実施機関における担当 I 関連情報	保健介護課長 国民健康保険システム	健康福祉課長 国民健康保険システム	事前	
令和2年1月24日	1. 特定個人情報ファイルを取 I 関連情報		国保都道府県集約システム 〈オンライン資格確認の準備業務〉	事前	
令和2年1月24日	1. 個人番号の利用	行政手続きにおける特定の個人を識別するため	番号法第9条第1項 別表第一 第30項	事前	
令和2年1月24日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7項 別表第二 42,43,44の	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7項 別表第二 42,43,44の	事前	
令和2年8月31日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数	平成31年4月1日時点	令和2年8月31日時点	事後	
令和2年9月30日	I 関連情報情報提供 4ネットワークシステムによる	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7項 別表第二 42,43,44の	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7項 別表第二(1、2、3、4、	事後	
令和3年7月14日	I 関連情報情報提供 4ネットワークシステムによる	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7項 別表第二(1、2、3、4、	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8項 別表第二(1、2、3、4、	事前	
令和3年10月25日	I 3.個人番号の利用	〈オンライン資格確認の準備業務〉 番号法第9条第1項 別表第一 第30項	〈オンライン資格確認の準備業務〉 番号法第9条第1項 別表第一 第30項	事後	
令和3年10月25日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数	令和2年8月31日時点	令和3年10月1日時点	事後	
令和4年8月31日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数	令和3年10月1日時点	令和4年8月31日時点	事後	
	I 関連情報 4. ②法令上の 根拠	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第8項 別表第二 42,43,44の	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第8項 別表第二 42,43,44の	事前	
	I 関連情報	健康福祉課 健康福祉課長	こども・ほけん課ことも・ほけん課長	事後	
令和5年7月5日	I 関連情報	総務課 〒847-1421 佐賀県東松浦郡玄海町大字諸浦348番地 TEL:0955-52-2111	こども・ほけん課 〒847-1421 佐賀県東松浦郡 玄海町大字諸浦348番地 TEL:0955-52-2159	事後	
令和5年7月14日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計	令和4年8月31日時点	令和5年7月14日時点	事前	
令和6年7月5日	I 関連情報 3. 個人番号の 利用 法令上の根拠	〈オンライン資格確認の準備業務〉 番号法第9条第1項 別表第一 第30項 (情報提供の根拠)	〈オンライン資格確認の準備業務〉 番号法第9条第1項 別表第一 第四十四項	事前	
△ fnc左7日5日	I 関連情報 4. ②法令上の 根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8項 別表第二(1、2、3、4、	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8項 別表第二(一、二、三、	事前	
令和6年/月5日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計	令和5年7月14日時点	令和6年7月5日時点	事前	
令和6年10月31日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数	令和5年8月31日時点	令和6年10月31日時点	事後	
令和6年10月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを	【追記】	2024(令和6)年12月2日に現行の被保険者証の 発行が終了した後は、必要に応じて「資格確認	事後	_
令和6年10月31日	I 関連情報 3.個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一 第四十四項	番号法第9条第1項 別表 第四十四項	事後	
令和6年10月31日	I 関連情報情報提供 4ネットワークシステムによる	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8項 別表第二(一、二、三、	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制	事後	
	8. 人手を介在させる作業 判 断の根拠	【新様式による追記】	・申請者からマイナンバーの提供を受け、その上 で記載されたマイナンバーの真正性確認してお	事後	
会和6年10日21日	11. 最も優先度が高いと考え られる対策	【新様式による追記】	業務担当者が担当業務に必要な範囲でのみ閲 覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施して	事後	
会和6年10日31日		国民健康保険システム、国保都道府県集約シス テム、統合宛名システム、中間サーバー、医療	国民健康保険システム(事務処理標準システム 及び国保標準支援システム)、国保都道府県集	事後	
会和6年11月15日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	〈オンライン資格確認の準備業務〉 番号法第9条第1項 別表第一 第四十四項	〈オンライン資格確認の準備業務〉 番号法第9条第1項 別表 第四十四項	事後	